

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：園芸特産物対策費

事業名 園芸福祉センター実践活動促進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 花き係 電話番号：058-272-1111(内4114)

E-mail : c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 1,860 千円 (前年度予算額) 1,860 千円

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | |
|-----|-------|---------|---------|-----------|---------|-------|-------|-----|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 |
| 前年度 | 1,860 | 767 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 1,860 | 767 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決定額 | | | | | | | | |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- 平成14年度から令和4年度まで園芸福祉センター養成講座を毎年開催。
- 令和2年に清流の国ぎふ花き振興計画(第2期)が策定され、園芸福祉の推進が施策の柱のひとつとして引き継ぎ位置づけられた。
- 心身の健康の増進などの花きの効果効用が注目され、福祉施設、病院等で園芸福祉活動が拡大しつつあり、新たに取組もうとする施設で園芸の専門的知識を持ち、活動の補助を行う園芸福祉センターが必要となっている。
- 住民活動としての園芸福祉の定着に向け、市町村、福祉施設、病院等の連携促進及びセンター間の連携強化を図り、活動を拡大する必要がある。
- 園芸福祉活動の活性化のため、若い世代への活動の参画を促す必要がある。
- 特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会支部間のネットワーク強化及び情報の共有化を図るとともに、センターの資質向上、園芸福祉活動の充実等を推進する必要がある。

(2) 事業内容

- 園芸福祉センターの認定
- 園芸福祉センター養成講座に従来の講座とは別に、学生用の養成講座を実施し、新たな人材を育成。
- 園芸福祉センターの活動を広くPRするとともに、新たに園芸福祉に取組む福祉施設等を開拓。
- 園芸福祉センターの活動支援
 - センターの資質向上を目的とした研修会の開催(各圏域1回)。
 - 園芸福祉活動を希望する施設と特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会支部との、地域活動となるマッチングを行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

園芸福祉の推進は県の条例に位置付けられているため、県が負担することが妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|---------------------------------|
| 報償費 | 32 | 養成講座講師謝金 |
| 旅費 | 39 | 講師旅費費用弁償 |
| 消耗品費 | 171 | 事務消耗品等 |
| 役務費 | 68 | 通信運搬費 |
| 使用料 | 16 | 養成講座会場にかかる費用（ぎふワールド・ローズガーデン入園料） |
| 委託費 | 1,534 | 園芸福祉サポーター養成講座、園芸福祉活動促進業務 |
| 合計 | 1,860 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

清流の国ぎふ花き振興計画（令和3～7年度）

(2) 国・他県の状況

無

(3) 事業主体及びその妥当性

園芸福祉の推進は県の条例に位置付けられているため、県が主体となり実施し、特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会は、園芸福祉の普及啓発、実践などを目的として園芸福祉サポーターを中心に設立された法人であり、支援することが妥当である。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

| |
|--------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
- ・園芸福祉サポーターを新たに養成するなど、より多くの施設や活動の場で広域に活躍できるよう支援する。
- ・NPO法人岐阜県園芸福祉協会を中心とした住民活動として園芸福祉が定着する仕組みを構築する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R1) | R4年度 実績 | R5年度 目標 | R6年度 目標 | 終期目標 (R7) | 達成率 |
|-------------|---------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
| ①園芸福祉サポーター数 | 343人 | 444人 | 460人 | 480人 | 500人 | 89% |

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年度 | ◇園芸福祉サポーター養成講座の開催 3回 ◇園芸福祉サポーター養成講座の参加人数 94人 ◇園芸福祉サポーター活動状況調査の実施 |
| | 指標① 目標 : - 実績 : - 達成率 : - % |
| 令和3年度 | ◇園芸福祉サポーター養成講座の開催 3回 (うち中止2回) ◇園芸福祉サポーター養成講座の参加人数 4人 ◇園芸福祉サポーター活動状況調査の実施 |
| | 指標① 目標 : 420人 実績 : 346人 達成率 : 82.4 % |
| 令和4年度 | ◇園芸福祉サポーター養成講座の開催 4回 ◇園芸福祉サポーター養成講座の参加人数 113人 ◇園芸福祉サポーター活動状況調査の実施 |
| | 指標① 目標 : 440人 実績 : 444人 達成率 : 100.9% |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (評価) 2 | ・県の条例に沿った内容であり、福祉による効果・効用が認められ、福祉施設や病院等で園芸福祉活動の需要が拡大しているため、より資質の優れた園芸福祉センターが必要となっている。 |
| (評価) 2 | ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない |
| (評価) 2 | ・令和5年度8月15日時点で園芸福祉センターの人数は444人となり、効果は得られている。 |

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価)
2

・福祉施設やセンター間の連携を強化することにより、効果が上がるよう努める。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

・住民活動としての園芸福祉を定着させるため、市町村、施設や病院等との連携を図る必要がある。また、園芸福祉活動を広め、活動の場を拡大するため、センターの資質向上を図る必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
・岐阜県花きの振興に関する条例、清流の国ぎふ花き振興計画に基づき、園芸福祉活動を推進する。花きの効果・効用をPRすることで、花きの活用場面を拡大し、花きの振興と消費拡大を推進する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|----------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など | |